

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の計画変更を平成十九年五月十八日認可した。
なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年五月二十八日

広島県福山地域事務所長 宇都宮 健

福山市土地改良区	事業主体
釜の口	地区名
ため池等整備事業	事業名